

○川越市旅館業法施行条例

平成十五年三月十八日
条例第七号

(趣旨)

第一条 [この条例](#)は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和三十三年政令第百五十二号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例六〇・一部改正)

(学校等に類する施設の指定)

第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条第一項の規定により設置された公民館
- 四 [前三号](#)に掲げる施設のほか、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、市長が告示で指定するもの

(平二四条例六〇・追加)

(意見を求める者)

第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、[次の各号](#)に掲げる施設の区分に従い、[当該各号](#)に定める者とする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 [前二号](#)に掲げる施設以外の施設 市長

(平二四条例六〇・追加)

(旅館業の施設について講ずべき衛生上の措置の基準)

第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。
- 二 機械換気の設備は、適宜運転を行うこと。
- 三 旅館業の施設内の採光及び照明は、それぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を確保すること。
- 四 雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。
- 五 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。
- 六 客室は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。
- 七 客室には、紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。
- 八 寝具類は、常に清潔にし、宿泊者の定員に応じて十分な数量を備え、敷布、浴衣及び枕のカバーは、客一人ごとに取り替えること。
- 九 広間、ロビー、食堂、玄関帳場、廊下、階段等は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。
- 十 入浴設備については、次の措置を講じること。
 - イ 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。
 - ロ 水道水(水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例(昭和三十三年埼玉県条例第二号)第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。以下同じ。)以外の水を使用した原湯(浴用に使用した湯水(循環ろ過器(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。))を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。))でろ過した湯水を含む。以下[ロ](#)及び[三](#)において同じ。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以

- 下同じ。)及び上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ハ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。
- ニ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- ホ 原湯を貯留する貯湯槽(以下ホにおいて「貯湯槽」という。)を設置する場合は、次のとおりとすること。
- (1) 貯湯槽内の原湯の温度は、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
 - (2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- ヘ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週一回以上完全に換水すること。
- ト 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- (1) 循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄(湯水を逆流させることにより、循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
 - (2) 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
 - (3) 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。
 - (4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
 - (5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- チ 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽(以下チにおいて「回収槽」という。)の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- リ 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。
- ヌ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。
- ル タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。
- ロ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。
- ワ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、ロからヌまで及びユの規定は、適用しないこと。
- 十一 洗面所は、常に清潔にしておくこと。
- 十二 洗面に供する水は、飲用に適する水であること。
- 十三 便所は、毎日一回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。
- 十四 便所の手洗い設備には、消毒液等を十分に供給しておくこと。
- 十五 くみ取り式便所は、殺虫剤の散布等により、ねずみ族、昆虫等の発生の防止に努めること。
- 十六 井戸及び貯水槽は、常に清潔にしておくこと。
- 十七 廃棄物容器並びにし尿及び排水の処理設備は、常に清潔にし、ねずみ族、昆虫等の発生の防止に努めること。
- 十八 客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあっては寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積(以下「有効面積」という。)三・五平方メートルにつき一人、簡易宿所営業にあっては有効面積一・五平方メートルにつき一人を基準とすること。
(平二四条例六〇・追加、平三〇条例四五・一部改正)

(旅館業の施設について講ずべき衛生上の措置の基準の特例)

第五条 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第五条第一項各号に掲げる施設に係る法第四条第二項の規定により条例で定める措置の基準については、市長が別に定める。

(平二四条例六〇・追加、平三〇条例四五・一部改正)

(宿泊を拒むことのできる事由)

第六条 法第五条第三号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 その他宿泊を拒む正当な事由があるとき。

(平二四条例六〇・追加)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 政令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良の風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。

- 二 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるために設けられた設備がないこと。

- 三 玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

- イ 宿泊しようとする者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
- ロ 宿泊しようとする者が自動車等から降車しないで宿泊手続(宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続をいう。以下同じ。)を行うことができる場所に設けられていないこと。
- ハ 事務を行うのに適した広さの受付台が宿泊しようとする者との面接に適する高さに設けられていること。
- ニ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊しようとする者と直接面接することを妨げることができる構造設備を有しないこと。

- 四 エアシュート(気送管路を用いた宿泊料金等の受渡しを行うための装置をいう。以下同じ。)その他の宿泊手続のための構造設備で善良の風俗を害するおそれのあるものを有しないこと。

- 五 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

- イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
- ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽の水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
- ハ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。
 - (2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。
 - (4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲を防止することができる構造であること。
 - (5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。
- ニ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の取入口から土

ぼこりが入らない構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設置する場合は、その浴槽の浴槽水が室内の浴槽に流入する構造でないこと。

六 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。

七 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

八 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

イ 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

ロ [4](#)に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ハ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体

ニ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

(平二〇条例二四・一部改正、平二四条例六〇・旧第三条線下・一部改正、平三〇条例四五・旧第八条線下・一部改正)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第八条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良の風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。

二 階層式寝台は、二層までであること。

三 動力により振動し、又は回転する寝台、特定用途鏡で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるために設けられた設備がないこと。

四 玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 宿泊しようとする者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。

ロ 宿泊しようとする者が自動車等から降車しないで宿泊手続を行うことができる場所に設けられていないこと。

ハ 事務を行うのに適した広さの受付台が宿泊しようとする者との面接に適する高さに設けられていること。

ニ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊しようとする者と直接面接することを妨げることができる構造設備を有しないこと。

五 エアシュートその他の宿泊手続のための構造設備で善良の風俗を害するおそれのあるものを有しないこと。

六 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽の水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ハ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難い場合に

は、誤飲を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設置する場合は、その浴槽の浴槽水が屋内の浴槽に流入する構造でないこと。

七 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。

八 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

九 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

イ 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

ロ [1](#)に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ハ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体

ニ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

(平二〇条例二四・一部改正、平二四条例六〇・旧第四条繰下・一部改正、平三〇条例四五・旧第九条繰上・一部改正)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第九条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽の水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ハ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設置する場合は、その浴槽の浴槽水が屋内の浴槽に流入する構造でないこと。

二 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。

三 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

(平二〇条例二四・一部改正、平二四条例六〇・旧第五条繰下・一部改正、平三〇条例四五・旧第十条繰上・一部改正)

(適用除外)

第十条 [第七条第二号](#)、[第三号ニ](#)、[第四号](#)及び[第八号](#)並びに[第八条第三号](#)、[第四号ニ](#)、[第五号](#)及び[第九号](#)の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定による商業地域として定

められている地域(次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)

の周囲二百メートルの区域を除く。)内に存する旅館業の施設

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

ハ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

ニ 図書館法第二条第一項に規定する図書館

ホ 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号)第二十八条第三項の規定により、同条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受けないこととされた店舗型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第五十五号)附則第四条第二項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者とみなされた者に係る営業を含む。)のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号の営業の施設を用いて営む旅館業の当該施設

(平一八条例三五・平二〇条例二四・平二二条例三六・一部改正、平二四条例六〇・旧第六条繰下・一部改正、平三〇条例四五・旧第十一条繰上・一部改正)

(責任者の選任の届出等)

第十一条 営業者は、[第四条第十号ヲ](#)の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、責任者の氏名その他規則で定める事項を、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(平二四条例六〇・追加、平三〇条例四五・旧第十二条繰上)

(委任)

第十二条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二四条例六〇・追加、平三〇条例四五・旧第十三条繰上)

附 則

[この条例](#)は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年九月二五日条例第三五号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年六月二七日条例第二四号)

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和三十二年法律第三百三十八号)第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備のうち、改正後の第二条第六号ロからニまで、第三条第六号、第四条第八号及び第五条第三号の規定に係る部分については、この条例の施行の日から当該部分に変更されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

附 則(平成二二年一二月一七日条例第三六号)

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則(平成二四年一二月二一日条例第六〇号)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法施行条例(昭和三十二年埼玉県条例第十四号)第一条の二第四号の規定により知事が告示で指定している施設は、この条例の施行の日において、第二条第四号の規定により市長が告示した施設とみなす。

附 則(平成三〇年六月二九日条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。